

小玉徹・大場茂明・檜谷美恵子・平山洋介

『欧米の住宅政策—イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ—』

大 森 弘 喜

I.

いま国民の関心は年金問題に集まっている。だが住宅も年金や医療と並んで、戦後の欧米日の福祉国家の基本であり、この観点から勤労庶民に良質で健康な住宅を手頃な価格で供給することがなされてきた。住宅金融公庫や県・自治体の住宅供給公社が創設され、賃貸ないしは分譲住宅が供給されてきた。だがそれから約半世紀、どこでも住宅供給公社は行き詰まっている。イギリスでは公営住宅が売却され、新規着工が停止されている。フランスの社会住宅 HLM も「残余化」が囁かれているようだ。先進工業国での広義の社会住宅はその歴史的使命を終え、住宅供給はすべて民間資本に任せるようになるのだろうか。それでよいのか。私はそうは思わない。経済が高度化し労働が多様化するに伴い、家族生活もが多様化し、また国民が高齢化しつつある今、都市の「新貧困層」は確実に増えている。年金だけの老夫婦世帯、離婚した母子家庭や父子家庭、成人単身者世帯、或いは外国から移住して定着したイミグレ（移民）や「社会的弱者」の世帯などに、健康で文化的な住宅を提供するのは福祉社会の責務であろう。

II.

欧米でも勤労庶民が自分の家を確保することは実に大変な仕事であった。とくに工業化と都市化が勢いよく進展する19世紀以降、機械化により仕事を奪われ、手工的熟練を不要とされた職人・労働者庶民が、都市でそれなりの設備をもつ住宅を手頃な値段で入手するのは難儀であった。

本書は新進気鋭の4人による欧米4カ国の住宅政策を概観したものであり、「あとがき」にもあるように、住宅政策に関する通史のないわが国の学問状況にあっては勇氣ある挑戦であり、後進の研究者に裨益するところが大きい。

評者の能力に鑑みて、この書評ではイギリス・フランス・ドイツの論考を扱いたい。しかも評者の専門とする19世紀から20世紀半ばまでの記述を中心に扱うことを予めお断りしておく。

序章「本書のねらいと方法」では、著者の小玉徹氏がE. アンデルセンの名著『福祉資本主義の三つの世界』や、ハーロウ *The People's Home ?*、ジム・ケメニー *From Public Housing to the Social Market*、を紹介しつつ問題提起をしている。だが、正直に言って著者の説明は極めて分かりづらい。評者なりに思い切って整理すれば、持家志向の英米の住宅政策と、原価住宅と民間賃貸住宅の並存する独仏の住宅政策とのちがいは何に由来するのか、ということになろうか。この住宅政策の由来を社会階級の対抗関係に見るのではなく、「運動主体の指向性(エトス)にもとづく『制度化』のプロセス」に求める(p11)という。但し執筆者らには「比較の枠組み」や歴史認識には共通なものがないという。(p11)

著者の説明が分かりにくい理由は幾つかあるが、第1は上記の3つの作品のなかに共通する論点は何か、が明示的ではないことにある。それらの作品を読んでいない一般読者には明快な論点提示がほしい。第2にはタームの説明が不足している。例えばケメニーの「ユニタリー・モデル」と

「デュアリスト・モデル」は何のことか。因みに、ケメニーの原文では unitary rental system, dualist rental system と表記されている。第3には、それと関連するが、原表転載の際に訳語が不適切で不正確である。表1「欧米4カ国の住宅ストックのテニユア」(p7)では、持家、民間賃貸、ノンプロフィット、地方公共団体の4種が表示されているが、「ノンプロフィット」と「地方公共団体」とは何か。因みに原表では——但しパワーの著作を持っていないので、J. ケメニーの著作で代用すれば（前掲書 p59）——「ノンプロフィット」は“cost renting”, 「地方公共団体」は“Public renting”とあるから、それぞれ「原価賃貸住宅」, 「公的賃貸住宅」と訳出するのがよいのではないか。それを敢えて「ノンプロフィット」と表記したのはなぜか。それなりの合理的な説明がないと原著者に礼を欠くのではないか。また、内容的にも私には「ノンプロフィット」と「公的賃貸住宅」の違いが判然としない。公的賃貸住宅がその本旨からして非利益型の賃貸住宅、つまりノンプロフィットではないのか。違いがきちんと分かるように是非とも重要な用語には明確な定義が望まれる。

III.

本書では第1章イギリスの住宅政策（小玉徹）、第2章ドイツの住宅政策（大場茂明）、第3章フランスの住宅政策（檜谷美恵子）、第4章アメリカの住宅政策（平山洋介）、と各国別に章立てされているが、本書評では謂わば縦の時系列的観察を捨象して、横断的・共時的に観察してみよう。これこそがこうした協同作業（ワークショップ）の利点だろうと思われるからである。以下の時代区分なり纏め方は、したがって評者自身のものであり、著者のものではないことを予めお断りしておく。

第1期は19世紀半ばから第一次大戦まで、謂わば住宅政策の草創期である（本書では、「住宅政策前史」とか「住宅政策の生成」, 「住宅問題の発見」な

どと表記されている)。この時代にはタイムラグを伴いつつ押しなべて工業化と都市化の大きなうねりが起こり、都市住民の住宅事情が極端に悪化した。英仏独のいずれの国でも都市人口が爆発的に膨張し、不衛生住宅が大都市に堆積する。住宅事情の悪化を示す共通の指標は「過密居住」である。本文ではロンドンの過密居住がエンゲルスの古典からの引用と1891年のブーレイからの引用により叙述されている。

ドイツでも都市への人口集中は19世紀後半に目覚しく、とくにベルリンは1875—1900年の四半世紀に56万人から270万人へと瞠目に膨張した。旧中産層の郊外への移転のあとの建物に流入人口がぎゅうぎゅう詰めになって住んだ。ベルリンなどではそれでも足りずに4、5階建ての「賃貸兵舎」が建てられ、1室に6人以上もが居住したという。これをいっそう悪化させたのは家賃補填のために下宿人を置く慣行であった。

フランスでも事態は大同小異であった。地方都市の成長も看過できないが、問題はやはりバリの膨張であり住宅事情の悪化であった。七月王政期にもものされた多くの『医学地勢調査』は貧民の動物並みの居住状態を余すところなく描き出している。本稿ではR. H. ゲランの孫引きでガルニの過密居住が記述されている。第二帝政期オスマンの都市改造事業は社会インフラの整備に力を注ぎ、今に見る壮麗な通りと建物を造り出したが、労働庶民の住宅建設は殆ど考慮に入っていなかったばかりか、逆に悪影響をうけた。つまり手頃な価格の住宅の減少と家賃高騰である。職住接近のため都心部に住んでいた職人・労働者らは次第に周辺部へと追いやられることになった。所謂「棲み分け」の始まりである。

この時代の住宅事情と住宅問題の在りようは、本書でも概ね叙述されていると思うが、ロンドン貧民の住宅事情を1845年のエンゲルスのかの古典『イギリスにおける労働者階級の状態』からの引用で済ませるのは少しく安易に過ぎよう。豊富な社会経済史研究の蓄積があるところだからである。それは本書の執筆者には「社会的貧困」(ポベリズム)の概念がかなり

稀薄なことに起因しているように思える。

技術的な問題を指摘すれば、表 1—2「イギリス主要都市の過密居住状況」(p19) は Pooley, 1992 からの転載だが、不正確な表記が幾つかある。地名の「ガイルス」は「セント・ジャイルズ」St Giles ではないか。(セント・ジャイルズは、著者自身が先に引用したエンゲルスの古典的作品では、ロンドンの貧民街のひとつ「烏の森」の不衛生ぶりが描かれているところだから、イギリス史の専門家なら間違う筈はないと思われるのだが…) また「ワンルーム (過密居住)」、 「過密住宅 (5室未満)」の表記は、それぞれ原表では「過密状態にある1室アパートの割合」と「過密状態にある5室未満アパートの割合」と丁寧に記述されているのだから、そうした方が読者には親切であろう。

IV.

この時代に関わる第2の論点は、そうした庶民の住宅事情の悪化に社会がどう対応したかである。これにいち早く対応したのが衛生家・医師らであり、イギリスではチャドウィックとその後継者らが公衆衛生活動を展開し、フランスでもヴィレルメらの医師が調査に基づいて改革の提言をなした。ドイツでも社会運動家の改革の歩みが1840年代に始まる。共通に云えることは大別して二つの住宅改革の動きが認められることである。一つは初期社会主義者によるそれで、イギリスでは R. オーエン、フランスではフーリエ、ドイツではその両者の影響を受けた動きがあったが、いずれも「社会実験」の域を出なかった。もう一つはブルジョワ的住宅改革の動きで、これが本流を形成する。ここにはさまざまな潮流が含まれるが、その一つが労働者の境遇改善を図る土台としての住宅建設を実践した工場経営者の運動である。本書ではイギリスではソルト (毛織物業)、カドベリー (チョコレート製造) などが、フランスではミュールーズの綿業経営者ら、

ドイツではクルップ（鉄鋼業）が取り上げられている。

本書には共通の歴史認識がないと、予め「お断り」されているので困惑するのだが、企業経営者によるこうした事業は社会経済史学でいう「パターナリズム」であって、この観点から叙述されるなら、その輪郭も性格ももっと明瞭になったであろう。なぜに企業経営者が熱心に従業員のために福祉を施すのか。それは「前近代の労働者」を「近代的な工場労働者」に鋳なおすという戦略と密接に繋がっていたからである。工場のリズム（「時間管理」）に適合させ、遅刻や欠勤をなくし、仲間同士の集会、飲酒や娯楽（ダンスと買春）を止めさせ、家庭生活を大事にする生き方に誘導するための基本に、「家」がおかれたのである。但しパターナリズムは明白な限界、つまり自社従業員だけに、しかもその優良部分だけに恩恵を施す「選別と排除」の原則をもっていたし、またそれは「恩恵」であって、労働者の「権利」ではなかった。こうした理解が基礎にないと、R. オーエンやフーリエの社会主義的な実践と区別できなくなるだろう。

フランスではル・プレュ学派の影響を受けてパターナリズムが実施されるが、本論文で「労働者むけ住宅の分譲を試みた企業はほとんどなかった」(p170)とあるのは、著者の勉強不足であろう。既に19世紀初期から中部や北部の炭鉱企業（例えばアンザン炭鉱）は「坑夫住宅」coronを建設し一部を分譲していた。また製鉄・鉄鋼企業も「労働者都市」の建設には熱心で、中部ル・クゾーにあるシュネーデル社の福祉事業（住宅建設）は余りにも有名である。註(1) また東部ロレーヌの鉄鋼業の「労働者都市」にも賃貸とならんで分譲住宅が用意されていた。当時のル・プレュ学派らに共通の認識と戦略は、無産労働者を所有に近づけることがブルジョワ社会の秩序維持に資すると見られたからである。註(2)

V.

第3の論点は住宅建設における市場の働きである。イギリスについてはこの観点からの説明がない。フランスについてはトパロフの仕事をもとに、年間家賃500fr以下の庶民住宅の新規着工が伸び悩んだと述べられている。だが民間住宅市場の分析はなされていない。ドイツに関しては、労働者向けの小住宅建設が停滞するのは、建築業者が零細で資金難であることや、管理コストが割高であり、家賃滞納のリスクもあったと述べられている。概して低所得層向けの市場がうまく機能しなかった印象を与える。そして通常我々も安易に「市場の失敗」を口にするが、本当にそうなのか。フランスに関する先のトパロフの仕事は実は19世紀後半を通じて、景況に左右されながらも庶民住宅の供給がコンスタントにあったことを物語る。図2-2はそれを示唆していよう。限られた空間に、しかも高さ制限のある都市空間によくぞこれだけの居住空間が造られたものだと感心するほどだ。

この時代の大都市の住宅問題を描くには単線的ではなく、諸要素を盛り込んで複合的に考察する必要がある。庶民の住宅難が顕在化する1880年代には同図によれば旺盛な住宅供給があった（新規着工の70-80%）。なのに住宅難というのはなぜだろうか。それは一言で言えば「支払い能力（アフォードビリティ）の危機」なのだろう。労働者の稼ぎの5分の1以下では容易に一定の質の住宅が賃貸できないという状況が生まれたからである。パリは同時期に流入人口が激増し、賃貸市場の需給関係が大きく崩れた。因業な大家（「秃げ鷹」と侮蔑的に呼ばれた）の情け容赦のない借家人追い出しが頻発した。支払能力のない底辺層は街中ならガルニ（家具つき簡易住宅）などに寝るだけの空間を確保するか、周辺部や郊外の安く粗末な賃貸住宅に移動したのであろう。これはトパロフの原著を紐解くと確認される。つまりパリ市だけを見ると傾向的に新規着工は落ちているが、郊外では1891-1911年の期間着実に増加している。[Topalov, p111]

著者の「景気が低迷した1903—1908年には労働者住宅の供給がさらに落ち込んだ」(p172)との記述を読んで疑問に思った。なぜなら図2—2は寧ろ「停滞」を表示しているからだ。そこで原著を取り出して該当箇所を探してみると、原文では「1903—1908年の景気低迷の間に、とくに1907年以降、相対的にも絶対的にも(労働者住宅の割合は)顕著な低下傾向を示し始める」[Topalov, p120]と記述されている。図が表示する内容と直訳的な本文のズレに著者は気がついていなかったのか。それとも単なる誤訳だろうか。(同趣旨の誤った記述は本論文 p181にも繰り返される)

寧ろ問題は1907年以降の労働者向け住宅の新規着工の激減はどう説明されるか、なのだが、本書の著者は何も語らない。実は1909—13年には建築ブームが現出したのだが、本文はそれを完全に無視して、専ら労働者向け住宅の供給減だけを強調している。建築ブームでは顕著な二つの傾向が生じ始めた。第1は前記の通り郊外化であり、ことに低所得層のための住宅供給はパリ郊外が主な舞台となり始めた。第2はその反面パリ市内ではますますブルジョワ住宅の建設が中心となりつつあった。新規着工に占めるブルジョワ住宅の割合は1910年には50%を超え、大戦前夜には60—70%にも達した。ブルジョワ住宅の価格は5000フラン以上もの豪華な邸宅であった。[Topalov, p126] それゆえ19世紀末から第一次大戦前までは、「パリのブルジョワ化」といわれるのである。労働者向け住宅の動きだけを取り出して、しかもパリ市内だけを眺めて本書のように記述するのは一面的で誤解を生むと思う。註③ 更に云えば、それは「市場の失敗」→労働者住宅のストック減→公的介入という既成の図式に著者が摺われていることを示唆しているように思える。

VI.

第4の観点は、住宅市場がブルジョワ化してゆくとき、労働庶民の自助

による住宅取得の動きはあったのかどうかである。イギリスでは中産層を中心に田園都市の建設があったことが本書では詳述される。ハワードの『田園都市』が事務員・小商店主・高級職人らの中産下層を惹きつけ、レッチワースやハムステッドなどの田園都市がかなりの規模で建設された。フランスでは本書を読む限り自助努力による住宅取得はないらしい。ドイツではさまざまな系譜をもつ住宅協同組合が19世紀の第3四半期以降つくられ、ピスマルクの疾病・高齢者年金を原資とする公的資金融資をえて、第一次大戦前には見るべき成果をあげたという。これもドイツでは「公益住宅セクター」のカテゴリイに入るらしい。

イギリスの叙述は田園都市構想を軸に、それとの関連のうちにギルド社会主義やフェビアン社会主義が論じられているが、それは適切な考察の仕組みだろうか。この辺り(「モデル都市建設から田園都市運動へ」p24-33)の叙述は余り整理ができていない印象で、何度か読んだが何が論点なのか理解できなかった。つまり19世紀末以降展開する田園都市運動の指導理念とは何か、一向に明示されない。著者が引用するアダムスの「たくましいイギリスの自作農民(ヨーマン)」を創る(p26)のが目的なのか。19世紀末農業大不況(著者にはこの指摘はない)により引き起こされた離農＝離村を防止することなのか、都市の中産層へ健康で良質の住宅を比較的安価に提供すること、つまり戸建て持家を提供するのが目標なのか、判然としない。(恐らく最後の目標だろう)。この運動とギルド社会主義、ヨリ具体的にはG. D. H. コールの生産者協同組合の理論の繋がりもよく理解できなかった。一方はブルジョワ的な持家重視の田園都市、他方は生産者管理型の自治共同体志向(但しその中身は描かれていない)、本質的に異なると思うが如何か。田園都市以外の、従来から云われてきた労働者・市民の自助組織(労働組合・友愛組合・建築組合・住宅組合)による住宅建設が本稿では殆ど語られないのは片手落ちの謗りを免れまい。註④

VII.

第5の最も重要な論点は公権力の関与である。これは時代区分で言えば、「住宅政策の確立期」に相当するが、実際の時期は国により幾分異なる。だが第一次大戦前後から第二次大戦までと考えてほぼ間違いない。

潜在的な庶民住宅の不足は第一次大戦による民間市場の供給停止、戦争直後の結婚ブームとそれによる世帯増加、引揚者や避難民の増加などにより一段と逼迫し、英仏独いずれの国でも住宅危機が出現した。

イギリスでは有名な家賃ストライキがグラスゴーで勃発し、これを受けてL. ジョージ内閣は家賃凍結措置を採ったが、これがまた民間市場を冷え込ませることになった。革命情勢もあって1919年に連立政権の下で「住宅・都市計画法」(アディソン法)が成立した。地方政府は住民の住宅需要を調査した上で都市計画を策定し、国庫補助を受けて労働者階級のために住宅を建設することが義務付けられた。公営住宅 *council housing* の始まりである。労働運動の側も政党サイドもそれを積極的には望んでいず、謂わば緊急避難的に立法化されたものだという。しかしその後1923年、1924年、1930年、1935年と住宅法が立法化されて、イギリスの公営住宅は定着してゆく。この間政策目標は若干の変更を見る。1919年住宅法では前述の田園都市構想に沿うかたちで、比較的良質の住宅を都市郊外に建設しようとした。だが1930年住宅法になると重点は都心部のスラムクリアランスとその転居用住宅の建設に移ったという。住宅保有形態でいえば、持家重視の政策から集合賃貸住宅の重視への転換である。

フランスでも住宅危機をどう解決するか、議論が戦わされたが、19世紀末に優勢になるのは、社会カトリシズムの流れを汲むル・プレ学派(著者は使用していないが「社会経済学派」*Economie Sociale*)であった。これは折衷的なコンセプトで、要するに市場経済原理を尊重し、公権力の市場介入を避けながら、「私的イニシアティヴ」*l'initiative privée* を活用する

という思想であった。篤志家・社会改良家・開明的企業家らによる実践が散見され、それぞれは成果をあげたのだが、マスとしての労働者階級の住宅問題を解決するには余りにも微力であったから、何らかの公的支援が必要との認識が醸成された。G. ピコ、J. シーグフリードら社会経済学派の議会活動で立法化された1894年低廉住宅法 H.B.M.、それを改正した1906年法では、預託金庫からの公的資金を利用する道が開かれた。だがそれでも「私的イニシアティヴ」は十分には発揮されないことが判明し、再び法改正がなされ、1912年ボヌヴェイ法が成立した。ここに初めて地方自治体が主体的に労働者・市民のために低廉住宅を供給する道が用意された。但し、イギリスのような直接建設方式ではなく、第三者的な機関（低廉住宅会社など）へ資金を融資し、準公的な機関が管理運営に当たるという方式であった。本格的な活動は第一次大戦後に展開し、とくにパリ及びセーヌ県低廉住宅公社は、パリ郊外の全域にわたって戸建て持家と集合賃貸住宅を建設した。

ドイツでは19世紀末に自治体による住宅政策が部分的に実施されていた。都市計画との関連で自治体が私有地を買収し、それを住宅協同組合などに提供し（地上権の貸与）、住宅協同組合が組合員のために住宅を建設し、自治体は乱開発と地価高騰を抑制できる利益を得た。だが全国的にはこうした取り組みは不十分で、それが第一次大戦後の住宅危機で露呈したようである。その処方箋をめぐりドイツでも二つの立場、経済的自由主義を擁護する保守派と国家介入を求める社会民主党 SPD の対立が生まれたが、本文を読む限り社民党の路線が実行されたように見える。国家介入は二つのカテゴリに分類できる。一は「住宅統制経済」であり、これは賃貸借関係仲裁所、地区住宅特命委員、強制的住宅割当制度、家賃統制などを含む。二は新規住宅建設の国家・自治体による支援・助成制度である。こうして建設された公益住宅は、一定の質と規模を備えていることや一定の割合で低所得層に割り当てることなどの制約があった。本論文によれば

1926—32年の間に新規着工の90%、67万戸が公的助成をうけ、その家賃水準も民間住宅に較べて抑制されたという。

住宅問題への公的介入に関しては次の問題点がある。第1は経済的自由主義の牙城であるイギリスがなぜ第一次大戦後の時点で公営住宅に踏み切ったのかである。本書の著者によれば、労働党はもちろん保守党もそれには難色を示し、ギルド社会主義のコールも消極的だったという。ウェブの尽力だけで説明がつくのか。もちろんソヴィエト社会主義国の誕生が支配層に危機感をもたせたことはあり得る。プーリイの云うように「1919年法が議会を通過したのは一時的措置として国家からの補助により良質の住宅を、援助に値する良き貧民 the deserving poor に与えるためであった。経済が戦争の影響から回復したなら、民間市場が労働者住宅の建設に再び責任を取るだろう、との判断があった。」[C. G. Pooley, 1992, p90] とするならば、どうして1920年代の半ば以降景気が回復したときに廃止されなかったのか。この理由の解明が本論文では不十分である。というよりもこうした分析視角が稀薄であるのは残念だった。因みに著者が度々依拠するプーリイは、国内要因としては土地所有者・地主の政治的影響の瓦解を示唆している。[C. G. Pooley, 1992, p89] TUC など労働の側は実は公営住宅による居住条件の改善を強く望み、それを支持していたのではないか。これに関しては、前述したようにイギリスに関する論文では民間住建の活動がまったく言及されていないことが、致命的であるように思われる。小土地所有者による貸し家経営のほか、フランスのように不動産会社が住宅地を開発しそこに賃貸住宅を建てて経営することも決してなかった訳ではないだろうが、まったくその陳述がないことが、イギリス住宅政策の理解を難しくしているように思われてならない。

第2は、1930年代の公営住宅政策がインナーシティのスラムクリアランスとその転居用住宅の建設に重点を移したというが、それはヴィクトリ

ア時代の住宅政策へと逆戻りした観を与える。それほどに大都市内部のスラムはひどい状況だったのか、公衆衛生上の脅威が依然としてあったのだろうか、住宅事情の説明がほしかった。さらに根本的な問題は、イギリスで土地及び住宅の収用がこれほどまでにスムーズに行った理由を指摘してほしかった。贅言するまでもなくフランスでは（或いは現代の日本でも）私的土地所有の強さが都市再開発の最大の隘路となっていた。例えば、パリ中心部の「第1番結核感染地区」には不衛生住宅が蟠踞するために、その撤去と再開発が1880年代のパリ市議会で議論され始めたが、それが実行されるのは1920年代末であり、しかも対象域が縮小されたのである。イギリスにおけるスラムクリアランスの実態ことに土地収用の仕組みと費用はどうなっているのか、是非注記にでも述べてほしい。

イギリスの叙述には幾つかの疑問を覚えた。第1は、1919年法が「貧困者への住宅供給を義務づけたわけではなく、私企業では例外的に応じきれない上層の労働者階級（熟練筋肉労働者とミドルクラス）を対象としていた」(p37)の部分である。先に引用したプーリイでは、対象は“the deserving poor”であったが、そうではなかったのか。それとも立法の趣旨は「援助に値する良き貧民」だったが、入居条件（例えば所得下限）が厳しくて、結果的に上層労働者が入ることになったのか。また「私企業では例外的に応じきれない上層の労働者階級」の住宅需要とは何か。普通に考えれば、支払能力もあり社会的地位もある上層労働者は、民間市場でどこでも住宅を見つけることができるだろう。序に言えば、上層労働者にミドルクラスは入らないだろうし、熟練労働者は「筋肉労働者」とは言わないだろう。（これに関しては訳語の問題として後述したい）。第2の疑問は1924年法が実施されて33年までに「約500万戸の公営住宅」が供給された(p39)とあるが、これは本当だろうか。著者自身が呈示するデータ（原典はParker & Mirrlees, 1988）を整理して合算すると(p39-40)、1919-34年の期間に公営住宅は1136千戸、民間住宅は2968千戸になる。「公営住宅500万戸」に

は程遠い数値だが、これは誤植なのだろうか。誤植とすればキイ的な数値だけに致命的なミスと云わざるを得ない。

フランス、ドイツの公的助成制度による社会住宅は比較的うまく行ったかのである。これは E. アンデルセンの福祉国家の類型化にも繋がるが、両国ではさまざまな系譜をもつ団体の自主性を重んじたことに原因があるように私には思える。時間がかかったが「私的イニシアティブ」は成功したと云えるかもしれない。ドイツでも公益住宅企業は自治体・労組・企業・キリスト教団などの系譜をもっていたという。つまりイギリスは極論すれば「排除の論理」が、アンデルセンの表現では「自由主義的・残余的福祉レジーム」が社会福祉政策の底流にあるが、独仏には「統合の論理」が作用し、アンデルセンの云う「コーポラティズム的福祉レジーム」が形成されたのである。とはいえ、大戦間期の両国の住宅政策には現代に繋がる問題がすでに芽生え始めていた。フランスで国民の多様な要望に対応するために創られた各種低廉住宅組織（HBM, HBMA 改良低廉住宅, ILM 中程度家賃住宅）などが、所得格差にもとづく社会住宅として受け止められ、「社会的棲み分け」という差別を作り出してゆく。

ところでドイツの叙述で疑問を覚えた箇所が幾つかある。第1は公益住宅であるためには付帯条件として低所得層への住宅の割当が義務づけられていた、と前述したが、「所得上限を超えない世帯に対する住宅の割当が義務づけられていた」(p103) は、文意が逆ではないか。「一定の所得水準に達しない世帯」でないとい趣旨に合わないように思える。また実績はかなりのものがあつたことは紹介した通りだが、その公益住宅の中身の記述がほとんどないのが残念である。例えば間取り、広さ、所謂アメニティ（電気・ガス・浴室・トイレなど）、集合住宅か戸建てか、所有形態などの説明が望まれる。そうした上でないと盛んに議論された過密居住が解消されたのか、解消されなかったのかも判然としない。

VIII.

すでに紙幅制限を越えたので最後に感想と幾つかの注目を記しておきたい。率直に云って、イギリスとフランスの住宅政策史に関する記述にはやや不満が残る。著者の専攻は恐らく現代の住宅問題なのだろうと思われた。というのは、挙げられている参考文献に社会経済史・社会史の先行研究がほとんど見当たらないからである。また19世紀末から20世紀初めに公刊された資料・文献もほとんど言及されていない。フランスだけでも低廉住宅 HBM に関してはかなりの研究蓄積があるが、本書で専ら利用・典拠とされるのは数冊で、中でも R. H. ゲランの引用が多い。

技術的な注目をいうと、先ず典拠とされる文献からの転載・翻訳はぜひ正確にして貰いたい。イギリスの叙述では、表1-7「リヴァプールにおけるテニユア別世帯主の社会経済グループ」(p43)は、プーリイ前掲書 p99 からの転載だが、訳語が不正確に思える。“managerial”は「経営者」と訳されているが「管理職」の方が好いのではないか。その下の欄で、“manual”をすべて「筋肉労働者」と訳出しているのは間違いだろう。原義は「手の、手を使う」意味だから、“Skilled manual”は「手工的熟練工」が好いだろう。“Semi-skilled”, “Unskilled”はご丁寧に「半熟練筋肉労働者」, 「不熟練筋肉労働者」と訳出されているが、「半熟練工」, 「不熟練工」が好いだろう。

フランスについては、表3-2「HBM 住宅タイプ別住居基準 (1930年)」(p190)は M. J. Dumont, 1991, p167 からの転載だが、これも不正確である。設置すべき設備で「W.C.」を「便所」と訳出するのは不適切で「水洗便所」と言うべきであろう。細かいようだが公衆衛生の観点からはこの区別は重要である。というのは、パリでは肥溜め式便所や濾過式便所の水洗化が19世紀末から叫ばれたが、大家などがそれに抵抗していたという経

緯があるからだ。同じく「設置すべき設備」の項目で、HBMA（改良型低廉住宅）に「電気」が入っているのは間違いで、原表では「設置が望ましい設備」（著者の訳語では「推奨される設備」）の欄に入れられている。ILM（中程度家賃住宅）の「設置が望ましい設備」に、「4階以上の建物にはエレベーター」とあるが、原表の記述は“ascenseur au-dessus de R+4”とある。Rは“rez-de-chaussée”つまり地上階を指すから、正しくは「5階建て以上の建物にはエレベーター」である。他に、固有名詞の訳語が不正確なものも気になった。「オージェヌ・ロスタン Eugène Rostand」は「ウジェーヌ・ロスタン」、社会主義者の「ゲート」（何箇所もある）は「ゲード」Jules Guesde といった具合である。

2番目の注文は用語の統一を図ってほしい。全体に共通しては、「公的介入」「公共介入」の併用が目についた。同じ趣旨でイギリスの叙述では「公営住宅」と「公共住宅」が混在しているし、フランスの叙述では「集合住宅」と労働者むけ「共同住宅」、「共同建て」が混在し、「ILM」には3種類の訳語、「中間家賃住宅」「中家賃住宅」「中程度家賃住宅」の訳語が当てられている。さらに「低廉住宅世界大会」と「低廉住宅国際会議」が混在する。いずれも恐らく Congrès International des Habitations à bon marché だから「国際低廉住宅会議」と訳出するのが普通である。用語の不統一は読者の神経を本旨から逸らしてしまい、無用の混乱を招く。編集者にも一半の責任があるかも知れない。

最後にこれも技術的な事柄だが、単位もメートル法に換算表記してほしい。イギリスの平方フィートやエイカーを平米（m²）に換算するのは面倒だった。日本の読者を相手にしていることを我々外国史研究者は肝に銘ずるべきだろう。同じ伝で、ドイツの叙述に原語表記が頻出するのも感心しない。例えば p107 の種々の組織名、p108-09 の “Neuse Bauen” “modernes Wohnen” “Bauhütte” など。読者がすべてドイツ語を読める訳ではな

いのだから、先ず邦語訳をつけるべきだろう。

以上少し辛口のコメントになったが、通史を書く「野心的な」試み（あとがき p137）を高く評価したい。

参考文献

- G. E. アンデルセン著／岡沢憲夫・宮本太郎監訳 『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態—』 ミネルヴァ書房 1990 [2001]
- Michael HARLOE ; *The People's Home ? : Social rented housing in Europe and America*, Blackwell, 1995
- Jim KEMENY ; *From Public Housing to the Social Market, Rental policy strategies in comparative perspective*, London & New York, 1995
- Colin G. POOLEY; *Housing Strategies in Europe*, Leicester Univ. Press, 1992
- Christian TOPALOV; *Le Logement en France : Histoire d'une marchandise Impossible*, Paris, 1987
- Marie-Jeanne DUMONT ; *Le logement social à Paris : 1850-1930*, Liège, 1991

- 註(1) シュネーデル社のパターンリズムについては差し当たり次の文献を参照せよ。Schneider ; *L'Histoire en Forge*, Paris, 1996, L'âge d'or de L'Economie Sociale 1867-1914, p72-85
- (2) フランスの鉱山業や鉄鋼業におけるパターンリズム、とくに労働者都市の建設については次の文献を参照せよ。大森弘喜「第一次大戦前における社会事業の組織化」権上康男・廣田明・大森弘喜編著『20世紀資本主義の生成—自由と組織化』東京大学出版会, 1996 大森弘喜『フランス鉄鋼業史』ミネルヴァ書房, 1996, 第4章
- (3) トパロフの他にも、同様の傾向を指摘しているのは M. レスキュールであり、とくに下記の著作の図 13「パリの家賃別賃貸住宅の分布」p53 は、500フラン以上の賃貸住宅が、それ以下の住宅とは対照的に増加していることを明瞭に示している。Michel LESCURE ; *Les sociétés immobilières en France au XIXe siècle*, Paris, 1980, 19世紀のパリの不動産市場については、大森弘喜「19世紀パリにおける住宅・土地市場に関する一考察」関東学院大学『経済経営研究所年報』第22集, 2000, 参照。
- (4) 自助的組織のひとつである住宅組合の活動については、島浩二『住宅組合の史的研究』法律文化社, 1998 を参照せよ。

(2004.4.12 脱稿)